二一七〇、二一七四のイ、二一七四のロ、二一七六、二一七八から二一八一まで、二一八二の二、二一八三から二一八七まで、二一八八の一、二一八八の二、二一九〇の一、二一九〇の四、二一九一から二一九六まで、二一九七のイ、二一九七のロ、緑区日連字新倉一一五七、一一五八のイ、一一五九、一一六二のロ、一一六六のロ、一一七四、一一九二の二、一一九三、一一九五の一、一一九六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第八十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第三項において準用する第二十五条の規定により、登録養成機関から登録養成機関の業務を次のとおり廃止する旨の届出があったので、同規則第三十五条第三項において準用する第三十三条の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号　登録養成機関名

第二号　学校法人　梅村学園

廃止年月日

平成三十年三月三十一日

○国土交通省告示第六百二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年四月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－599号	防煙ダンパー	ＳＦＮＤ　ＫＷ－４．５	株式会社金川鉄工所	大阪府高石市高砂三丁目73番地

○国土交通省告示第六百二十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社神崎高級工機製作所　本社工場	兵庫県尼崎市猪名寺二丁目18番１号	軸系の変速装置	平成30年４月21日から平成35年４月20日まで

○国土交通省告示第六百二十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
澤藤電機株式会社	群馬県太田市新田早川町３番地	発電機（定格出力が交流20キロボルトアンペア、直流20キロワット以下のものに限る。） 電動機（定格出力が30キロワット以下のものに限る。）	〃 〃

○国土交通省告示第六百二十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三信船舶電具株式会社　足立工場	東京都足立区青井一丁目13番11号	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。 平成三十年四月二十三日 国土交通大臣　石井　啓一 事業場の名称　事業場の所在地　認定に係る物件の範囲　有効期間 三信船舶電具株式会社　足立工場　東京都足立区青井一丁目13番11号　認定に係る物件の範囲　ポンプ（油圧ポンプを除く。）　平成30年5月10日から平成35年5月9日まで	〃

○防衛省告示第八十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十三日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十三日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十三日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度〇〇分一〇秒

(ウ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四六秒